令和８年（フ）第１２３号
茨城県龍ケ崎市中根台４丁目４番地６　パークサイド中根台Ｂ棟202号室、住民票上の住所千葉県船橋市飯山満町３丁目1582番地２　セントラルコーポ船橋８－405号
債務者　三森　彩加
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
茨城県取手市西２丁目２番Ｇ－604号
債務者　根内　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５４号
茨城県神栖市神栖三丁目６番38号　幸武ラ・シティーズ102Ａ205
債務者　細田伊津子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６７号
茨城県潮来市大生５番地１
債務者　松信　寿仁
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第７９号
茨城県神栖市神栖三丁目１番16号
債務者　桑野　和美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第１７号
茨城県筑西市二木成1326番地１　二木成ハイツ102
債務者　中田　智也
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第６２号
茨城県下妻市江1644番地10　ベアシティＣ棟202号室
債務者　古川　　収
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５４４号
栃木県日光市平ケ崎291番地２、前住所新潟県新潟市西区青山２丁目２番６号　コーポしおばら202
債務者　新妻　湊都
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５５号
栃木県宇都宮市大曽２丁目９番37号
債務者　早村　裕治
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６１号
栃木県宇都宮市下栗町852番地１　ベルゾーネ田村Ｃ棟106号室、前住所栃木県宇都宮市川田町778番地１　クレールシャンブル208
債務者　椎野　兼之
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０８号
埼玉県熊谷市上江袋1060番地６
債務者　吉野　治克
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２４４号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　２棟110号
債務者　仙波まゆみこと　ＳＥＭＢＡ　ＪＯＳＥＰＨＩＮＥ　ＣＡＬＡＴＲＡＶＡ
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４７号
千葉県佐倉市上志津1672番地10　ローズタウンＣ棟914号
債務者　池田　和見
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２６１号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1288　竹本方
債務者　齋藤千賀子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２６７号
千葉県成田市並木町141番地17　ラテルコート並木Ａ－202
債務者　前川眞知子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第６８０号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目27番25号　ハイツサンフラワー　102
債務者　渡邊　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９２号
川崎市高津区二子１丁目10番６－301号　大和屋ビル
債務者　國分　天太
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係